

YOKOSO

12

DECEMBER 2022
NO. 95

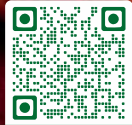
無料

ようこそ

毎月1回30日発行 2022年11月30日発行 第8巻第12号 北インド版

今月の特集

鉄柱を囲む歴史的変化



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

 **FORMULA
GROUP**
Mobility Managed.®

メリークリスマス!

www.formulaindia.co.jp



山田幸彦

✉ japandesk@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワール
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

インド外国投資政策

インドにおける外国投資の概要

外国からの投資は、どの国の経済にとっても非常に重要な要素です。インド政府は、大規模な外国投資の誘致を長期的な目標として掲げており、インド準備銀行(RBI)が通達した外国直接投資(FDI)政策の自由化に向けた努力を続けています。その目的は、透明で手間のかからない規制システムを通して、インドに外資を誘致する事にあります。

インドへの外国投資流入は、1991年のインド経済自由化以来一貫して増加しており、インド経済の成長に重要な役割を果たしています。海外からの投資は、長期的に持続可能な資本をインド経済に注入し、以下の分野に貢献をする事になります。

- 技術移転
- 戦略的セクター開発
- より大きなイノベーション
- 競争と雇用の創出

日本は対インド(投資)第5位の投資国として、2000年以降、特に自動車、電子システム設計製造(ESDM)、医療機器、消費財、繊維、食品加工、化学などの主要分野で377億米ドル以上の累積投資貢献をして来ました。

インドにおける外国投資の種類

日本企業がインド市場に投資する場合、次の様な遣り方が考えられます。



a) FDIとは？

FDIとは、外国企業や非居住者である投資家がインド企業の資本商品(株式・転換社債など)に本国送還ベースで行う投資を指します。FDI投資家は通常、投資先企業の支配的地位を占め、日々の経営や意思決定に積極的に関与します。FDI投資家からの投資は、既存のサプライチェーンの買収や、外国企業のインドでの拠点拡大、多国籍企業としての展開などを含む場合があります。

FDIには、貿易、サービス、製造分野での新規投資、合併、買収、提携も含まれます。FDIは、(投資側)自国だけではなく、相手国の経済成長も促進する役割があります。発展途上国は、新しいインフラ建設や、国内の労働者雇用創出のための資金調達手段として、FDIを奨励しています。多国籍企業は、国際市場への足場を拡大する手段として、FDIから利益を得ています。

b) FPIとは何か？

FPIとは、外国人投資家がインドの証券市場監督機関であるインド証券取引委員会(SEBI)からライセンス(登録)を取得、インド資本市場において有価証券の分散投資を行う事を意味します。FPIライセンスの取得期間は、個別に異なる場合がありますが、平均すると、通常6~8ヶ月かかる模様です。ライセンスは発行日から最大3年間有効で、SEBIに所定の手数料を支払う事で更新が可能です。FPIは通常、資産運用や金融サービスを行う外国企業や個人が、インドで実際に事業を開始することなく、顧客(投資家)のポートフォリオを多様化するために行うものという性格があります。彼ら(FPI)の関心は顧客の金銭的利益に限定されており、投資先企業の日々の経営に積極的に関与する事はありません。

以下のカテゴリーに属する外国人投資家は、SEBIにFPIとして登録出来ます。

- 年金基金
- ミューチュアル・ファンド
- 保険会社
- 投資信託
- 銀行
- 大学基金
- 寄付金
- 財団法人
- ソブリン・ウェルス・ファンド
- ヘッジ・ファンド
- チャリティ・トラスト

FDI(外国人直接投資)とFPI(外国人ポートフォリオ投資)の違い

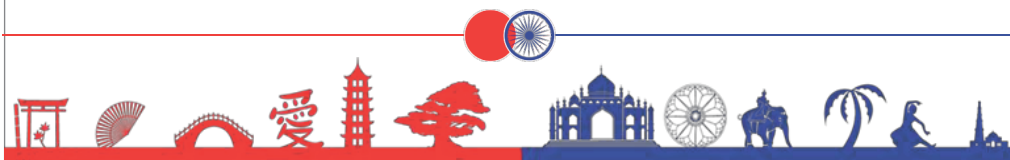
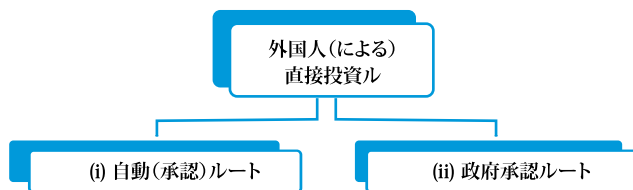
パラメーター	外国人(による)直接投資	外国人(による)ポートフォリオ投資
意味	他国に拠点を置く企業への、実質的であり直接的な投資、又は、完全買収(有価証券だけに限りません)。	外国企業の株式や債券を購入し、ポートフォリオ分散を図る。
目的	投資先企業の支配、及び、或いは又、経営への参加(部分的参加の場合も、全体的な参加の場合もあります)。	顧客(投資家)に取っての経済的利益
コントロールの程度	FDI 投資家は、投資先企業の支配的地位を行使。普通、投資先企業の日常的な経営や意思決定に関与。	FPI 投資家はパッシブな投資家であり、投資先企業の日々の意思決定には不関与。
流動性	投資先企業の資産基盤の清算が難しい、又は、時間がかかります。	FPI 投資家は、いつでも投資を終了可能。
投資期間	長期化の可能性あり。計画段階から実施段階迄、6ヶ月から数年かかる場合もあります。	投資先国の貿易・資本市場の変動により投資期間が短期化する場合もあります。
資産のタイプ	FDI 投資家は、事業を成長させるため、工場、機械、人材、サプライチェーン、ITなど生産的資産投資を行う傾向があります。これらの資産の価値は、時間と共に上昇する、と見られます。	FPI 投資家は、債券・投資信託・株式など、金融資産に資金投入。これらの(金融)資産の価値は、投資先国の市場状況により、時間の経過と共に増減。

インドへの直接投資ルート-自動(承認)ルート、及び、政府承認ルート。

インドでは、FDIが完全に禁止されている以下の分野を除いた全分野でFDIが認められています。

- 原子力
- 宝くじ事業(政府・民間宝くじ、オンライン宝くじ等)
- カジノを含むギャンブル、及び、賭け事
- 葉巻、チェルート(フィルター無し巻きタバコ)、シガリロ、タバコ、又は、タバコ代用品製造
- チット・ファンド小規模な民間の掛金による相互互助的な金融優遇団体です。
- ニディ・カンパニーとは、インド会社法に基づいて設立された非銀行金融会社(NBFC)の一種。会員に対して資金の貸し借りをを行うために設立され、会員以外の外部からの預金の受け入れや資金の貸し出しは厳格に禁止。
- 不動産業、又は、ファームハウス建設
- 譲渡可能開発権(TDR)取引

上記分野・適応範囲外に、日本企業がインドにFDIを行うためには、大きく分けて2つのルートがあります。



a) 自動(承認ルート)とは何でしょうか？

自動ルートによる直接投資については、インド政府の事前承認は必要ありません。ただし、分野によっては、外資導入認可が必要な場合もあります(例えば、電気通信分野では、インド電気通信規制庁、航空分野では民間航空局長、防衛分野では国防省、保険分野では保険規制・開発庁などによる許可が挙げられます)。

インドの殆どの分野(90%以上)では、自動ルートにより株式保有100%迄のFDIが許可されています。一部の分野では、自動ルートでは、外資が指定された限度額を超えられません。例えば、ダイヤモンド、金、銀、貴金属・鉱石を含む農業・鉱業では、チタン含有鉱物やその鉱石を除き、自動ルートで100%のFDIが許可されています。

b) 政府承認ルートとは何でしょうか？

自動ルートでカバーされていない活動や分野へのFDIは、インド政府の事前承認が必要です。現在、以下の分野では、FDIを行う場合、(例えそれがどんなに無視出来る程小さな場合でも)、インド政府の事前承認が必要とされています。

- ・ チタンの採掘・鉱物分離
- ・ 放送コンテンツ・サービス
- ・ デジタル・メディアを通じたニュースや時事問題ア
ップロード/ストリーミング配信
- ・ 印刷メディア
- ・ 学術・技術雑誌の出版・印刷
- ・ 外国新聞のファックス版発行
- ・ 人工衛星の設置・運用
- ・ インド国内で製造・生産された食品の取引
- ・ マルチブランド小売業
- ・ 公営銀行

商工省傘下の産業・国内貿易振興局(DPIIT)は、政府承認ルートに該当する分野でのFDI促進のためのインド政府の単一窓口。当初、「外国投資促進委員会」(FIPB)は、1991年、インド政府によって設立され、承認ルートに該当する分野のFDI 申請を処理し、承認していました。しかし、FIPB の役割の透明性を高めるため、2017年5月にFIPBは廃止、FDI 申請プロセスを管理するための標準業務手順書(SOP)を導入する事になりました。

結果として、インド政府はFIPBに代わり、「外国投資促進ポータル」(FIFP) (<http://www.fifp.gov.in>)を導入、承認ルートに該当するFDI申請の一元の処理をする事になりました。FIPB 廃止後、FDI の承認プロセスは簡素化され、FDI 申請の承認に関する業務は、関係省庁がDPIITと協議を行い、処理するようになりました。

2022年8月5日以降、FIFP は「National Single Window System」(NSWS) (<https://www.nsws.gov.in/>)に置き換わりました。今後、FDI の認可申請は全てNSWSのオンラインポータルを通じて行われます。DPIITは、NSWSポータルに提出された申請書をモニタリングし、関係省庁に転送する責任を負います。

1991年以降のインドのFDI政策の自由化につきまして。

インドは、地理的にも文化的にも何世紀もの長い歴史を持つ国ですが、若く、活気に満ちた成長中の経済国もあります。インドは1947年に植民地支配から解放されました。経済の自由化は1991年に始まり、インド経済は広く外資に開放されました。それ以来、FDIはインドで一千万人以上の雇用を創出、この数は世界のいくつかの小国の人口よりも多いのが現状です。

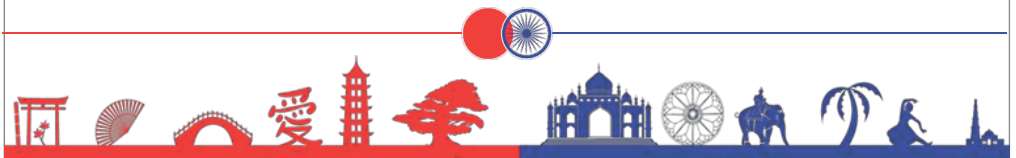
ここ数年、インド政府はインド経済の13以上のセクターに関わるFDI 政策に重要な改革を導入して来ました。この改革の目的は、以下の通りです。

- ・ 外国からの投資に関するプロセスと制限を自由化、更に簡素化を進める。
- ・ 投資家が時間とエネルギーを割かれる「政府承認ルート」ではなく、「自動ルート」により、外国投資案件をますます増やして行く事。例えば、
 - ✓ インド政府は、国防などの機密性の高いセクターにおいても、自動ルートに基づくFDI 上限を49%から74%に引き上げ、セクターごとの上限を緩和。
 - ✓ 電気通信セクターのFDI 制度は、従来の49%から自動ルートで100%に引き上げ。
 - ✓ 年金部門も自動ルートでのFDI 制限が49%から74%に引き上げ。

中国など近隣諸国からの直接投資には政府承認が必要。

コロナ(COVID-19)流行によるインド企業のオポチュニティ的買収を抑制するため、インド政府は2020年4月17日付プレス・ノート3によりFDI 政策を改正。以下の場合にインド政府からの事前承認取得を必須としました。

- ・ インドと陸上で国境を接している国(中国、パキスタン、アフガニスタン、ネパール、ブータンなど)に属する企業によるインドへの外国側からの投資。



- ・ インドへの外国投資の受益権者が当該国に属している場合、又は、
- ・ インド法人の実質的所有権の投資当該国に属する買主への移転。

インド政府が採用した措置で、評価額が低い可能性のあるインドの脆弱な企業を敵対的買収から保護する。

FDIに許可された金融手段

FDI政策に基づき、インド企業はFDIに対して、非居住者投資家に以下の種類の資本性金融方法を行う事が認められています。

- ・ 株式(一部有償株式を含む)。
- ・ 強制的性のある転換社債型新株予約権付社債(CCD)。
- ・ 強制転換優先株式(CCPs)
- ・ インドの新興企業は、一定の条件下で転換社債(CN)の発行が認められています。転換社債(証券)は、当初は負債として金銭の受領を証明、発行日から5年以内に保有者の選択により返済、又は、株式に転換することが出来る(金融)商品です。

非転換型、任意転換型、部分転換型の金融商品は外国債券と見做され、FDI(手段)としては扱われない。

価格ガイドライン

FDIポリシーは、非居住者投資家がインド企業の株式を引き受け、購入、売却する際の価格設定方法について規定しています。これは、インド政府が国境を越えた外貨流出入による損失を被る事が無い様にするためには重要です。

現状	最低・最高価格	上場会社の場合	非上場会社の場合
インド法人による非居住者投資家への持分証券の発行	価格はフロア・プライスを下回ってはいけません。	価格はSEBI(インド証券取引委員会)規則に従って算出されます。	インド会計士、SEBI登録マーチャント・バンカー、コスト会計士によって認定された国際的に認められた価格決定方法に従って決定された公正価値。
居住者の売手から非居住者の買手への持分金融商品の譲渡			
非居住者の売手から居住者の買手への持分金融商品の譲渡	価格は上限価格以下でなければなりません。		インド会計士、及び、SEBI登録マーチャント・バンカーによって公認されている、国際的に認められた価格決定方法に従って決定された公正な価値(価格)。

結論

インドは、自国内に幅広い産業を有し、熟練工だけではなく非熟練工も豊富な事から、過去長い間、日本の投資を誘致する事に成功しています。

世界で最も急速に経済成長を遂げている国の一つであるインドは、2008年から2009年にかけての不況を乗り越えただけでなく、コロナ(COVID-19)の影響からも成功裡に回復しつつあります。インドには、大きな可能性が秘められており、日本の皆様にもビジネスチャンスがあります。

インドにおける著名な日系企業としては、Maruti Suzuki、Toyota Kirloskar Motors、三菱グループ、三井物産、ホンダ、日立、ソニー、パナソニック、その他多くの企業があります。これらの日本企業のインドでの成功は、日本とインドの二国間貿易が良好である事を示しています。

Note:

この記事には、一般的な性質の情報が含まれています。この情報は一般的なガイダンスに過ぎず、いかなる意味においても専門家のアドバイスの代用となるものではありません。読まれた方が弊社側からの具体的な助言を必要とする場合は、別途お問い合わせ下さい。

クレイマンに關しまして

クレイマン・コンサルタンツLLP(以下、クレイマン)は、インド全土の日系顧客様にサービスを提供する会計・アドバイザー会社です。当社は、インド進出、会計・監査、税務、規制、法務サービスを専門としています。当社は、公認会計士、会社秘書(カンパニー・セクレタリー)、弁護士、MBAからなる専門家チームです。詳細については、当社ウェブサイト(www.krayman.com/jp)をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com 迄ご連絡下さい。